

帯広市介護予防普及啓発事業委託プロポーザル実施要領

1 実施の理由

帯広市における介護予防普及啓発事業を実施するに当たり、より効果的な実施を図るため、事業を委託するものとし、介護や福祉の知識や技術についての専門的な観点を踏まえた、民間事業者からの企画、提案を受け、プロポーザル方式により選定する。

2 業務等の概要

(1) 件名

帯広市介護予防普及啓発事業委託業務

(2) 目的

介護予防に関する知識や実践の普及啓発を行い、活動に取り組む仲間と知り合うきっかけをつくり、住み慣れた地域で自主的な活動を継続するよう促進することを目的とする。

(3) 内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 担当地域

西帯広・開西日常生活圏域を担当する

※ 日常生活圏域については、別紙「日常生活圏域図」を参照

(5) 事業期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(6) 見積価格の上限（すべて、消費税及び地方消費税を除いた金額）

内訳		金額	内容
事業費		2,800,000 円	事業実施に係る諸経費
チャレンジデー 実績加算	加算Ⅰ	18,182 円	1 回当たり参加人数 7 人以下
	加算Ⅱ	27,273 円	1 回当たり参加人数 8 人以上 14 人以下
	加算Ⅲ	36,364 円	1 回当たり参加人数 15 人以上

※ チャレンジデー実績加算は、実施 1 回当たりの単価とする。ただし、実施回数に関わらずチャレンジデー実績加算支払い上限は 24 回の実施分までとする

3 担当部課

帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課

4 プロポーザル方式の形式

公募型

5 参加資格要件

- (1) 帯広市に介護保険法における指定サービス事業所を有し、通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護の事業所を運営している法人又は地域で高齢者へ運動指導を行う通いの場を運営している法人
- (2) 地域住民とともに、介護予防に資する活動をしていること

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (4) 帯広市税の滞納がないこと
- (5) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること
- (6) 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成6年12月1日制定)による、指定停止期間中でないこと
- (7) 帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと

6 公募要領の入手方法

帯広市ホームページからのダウンロード又は帯広市役所3階地域福祉課にて配布する。

7 参加申込

- (1) 提出書類(以下の他、必要と認められる書類を求める場合もある)
 - ① 参加申込書(様式1)
 - ② 帯広市税完納証明書(非課税法人については、そのむねを記載する法人の長の文書を添付すること)
 - ③ 過去1か年の損益計算及び賃借対照表
 - ④ 事業者の業務概要がわかる資料
- (2) 提出方法
帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課へ持参の上、提出する。
- (3) 提出期限
令和2年4月13日(月) 17時 (必着)
- (4) 参加資格の有無の通知
参加資格については、有無に関わらず各申込者に通知する。

8 提案書の内容及び作成要領

提案内容については、高齢者が自らの介護予防のための活動に取り組んだり、社会参加へつながるきっかけとなり、事業終了後も地域で自主的な活動を継続することを促進するための具体的な内容を盛り込むこと。なお、作成要領は別途通知する。

9 提案書の提出方法等

- (1) 提出期間 令和2年4月15日(水)から令和2年5月25日(月) 17時 (必着)
- (2) 提出書類
 - ① 企画提案書かがみ(様式2) 1部
 - ② 企画提案書(様式3) 8部(正本1部、副本7部)
 - ※ ただし、審査は匿名で行うため、企画提案書の中に社名が判別できる表記を記載しないこと。
 - ※ 様式3で不足がある場合は、別途書類を添付してもよい。
 - ③ 経費見積書(様式4) 1部

(3) 提出方法

帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課に企画提案書等を持参により提出すること。

10 説明会

開催しない。

11 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和2年5月15日(金) 17時 (必着)

(2) 提出方法

「質問票」(様式5)により、帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課宛てに電子メール又はFAXにより提出する。

(3) 回答

提出期間経過後、速やかに回答する。なお、回答はすべての参加者に知らせ、その結果を帯広市のホームページに掲載するものとする。

12 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者に対して帯広市介護予防普及啓発事業委託プロポーザル審査委員会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。日時等は別途通知するものとする(令和2年6月2日に実施予定)

13 審査方法等

(1) 受託者の選定

受託者の選定については、帯広市介護予防普及啓発事業委託プロポーザル審査委員会が行う。(2)の評価基準により、提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に判断し、評価点が満点の60%を超えている受託者を選定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点
業務の理解度	帯広市のめざす介護予防を理解し、効果的に行うことができるか
業務実績	地域における業務に関連した経験年数、実績など
実施体制	担当者配置等
	事業を安全に実施するための措置は講じているか
提案内容の的確性	実施に関して実現性のある内容となっているか
	円滑な事業実施に向けた取り組みがあるか
	事業目的を達成する上で有効な内容となっているか
提案内容の独創性	効果的に事業を実施するための工夫があるか
	参加者を惹きつける事業内容となっているか
	地域の実情にあわせた取り組みで参加しやすい内容となっているか
価格	業務に対するコストの効率化

(3) 審査結果の通知

審査結果は、(1)による受託者の選定後、速やかに参加者に文書で通知する。

14 主なスケジュール(予定)

時期	予定
4月 1日(水)	プロポーザル公募の公表開始
4月13日(月)	参加申込書の提出期限
5月15日(金)	質問票の提出期限
5月25日(月)	企画提案書等の提出期限
6月 2日(火)	プレゼンテーション
6月 5日(金)	結果通知
6月12日(金)	契約締結
7月 1日(水)	事業開始

15 留意事項

業務の遂行に当たっては、市の計画と適合するよう配慮すること。

16 提案書の取り扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある

- ① 応募資格のない者が提出した場合
- ② 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ④ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ⑦ 2以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- ⑧ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨ ①～⑧に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、審査委員会が失格であると認めた場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことができない。

(3) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない(誤字、脱字等の軽微なものを除く)。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(5) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(6) その他

- ① 参加者は、企画提案書等の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものと
する。
- ② 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等は、帯広市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。

17 契約に関する基本的事項

選定された受託者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。